

令和6年第6回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 開会 午前 9時11分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 豊泉 隆

岩田 浩 田中 勲 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副 主 幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第6回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、三木康行推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番、小澤正幸委員、2番、宮岡幸江委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

○議長

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

議席番号1番、小澤です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

6月20日に、間野推進委員と別々になりますが、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側にある農地です。

譲受人は近隣でイチゴ栽培等を行っている農地所有適格法人です。会社法人ですので、取締役の方、代表者に電話での確認をいただきました。

草刈機による除草はすでにされています。将来はハウス栽培のノウハウを生かして、マンゴーなど果物栽培も模索中とのことです。農業に対する思い、熱意が感じられます。

申請地は現在休耕地ですが、取得後は果樹園として、ブルーベリー・トマトなどを考えているとの事です。現在の耕作状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡中地区推進委員の間野です。

6月21日に、担当の小澤委員とは別々に、現地を確認して参りました。

小澤委員の説明のとおり、特に問題はないかと思われますので、よろしくご審議お願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、受人は農業経営の規模拡大を行うための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

小澤委員よりご説明いただきましたとおり、申請地は耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、5,914平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、現在休耕地ですが、許可後はブルーベリー畑、あとはトマト等の畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。はじめに、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては、6月20日に岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況の確認をして参りました。またその際に、手続き全般の委任を受けられている方に電話で申請概要などを伺いました。

申請地は、配付しております案内図のとおり、県道に接する〇〇の北側で、周囲は工場や住宅、農地が混在する区域となっております。

転用後の土地利用計画については、お配りしてあります土地利用計画図のとおり、工場に接する駐車場として利用する予定となっております。北側は茶園が広がっておりますが、境界はコンクリートブロックを積んで、雨水の流出を防止することとしております。また、北側に接する茶園の所有者からの同意も得られており、申請面積も必要最小限となっておりますことから、転用申請はやむを得ないと思われれます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

推進委員の岩田です。

6月24日に現地を確認しましたところ、特に問題はないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和5年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和6年6月5日付で、農用地区域から除外されております。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

敷地が砂利敷きになっておりますけれども、特に排水とか支障ないのでしょうか。

○事務局

今回の駐車場につきましては、例えば舗装する場合については、雨水枡とかそういう浸透させるものが必要になりますが、砂利敷きの場合につきましては砂利を敷くことによってしっかり染み込むという認識でおりますので、特にこの内容で支障はないかと考えております。

○議長

他にございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号の2番についてご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては、今月20日に岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況確認をして参りました。またその際に、申請地及び隣接農地の所有者にお会いできましたので、申請概要や隣接農地への影響などを伺いました。

申請地は案内図の通り、非農地を接道にした県道に接する場所で、南側に親族所有の畑があるのみで、隣接地は住宅地となっており、宅地化が進んでいる地域内となります。

転用後の土地利用計画については、お配りしてあります土地利用計画図の通り、北側の県道へ接道をとる自己用住宅用地となります。また南に隣接する農地との境界については、防腐野地板により、雨水の流出を防ぐこととしており、本件申請における影響はないものと思われまことから、転用申請はやむを得ないと思われまこと。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

推進委員の岩田です。

6月24日に現地を確認しましたところ、特に問題はないかと思いますのでよろしく願
いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には
該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないこと
から、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係
る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成すること
ができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類
から、資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても合致し
ております。

続きまして、都市計画法に関しては、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号
ア「既存の集落に、区域区分日前から自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの」
に合致するものとして、開発許可について審査中です。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に
進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当４番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員４番（中島伸吉君）

４番、中島です。議案第２号の３番についてご説明を申し上げます。

３番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

６月２３日に、豊泉推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認して参りました。

申請地は案内図のとおりであり、周囲には工場や農地、山林が混在した区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、駐車場としての利用となっております。面積も必要最低限となっており、周辺農地への影響も無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

６月２２日に、中島委員とは別々に現地を確認いたしました。中島委員から説明があった通り、特に問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和５年１１月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和６年６月５日付で、農用地区域から除外されております。

農地法第５条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○事務局

すみません。今開いております議案書の方ですが、合計面積の記載が漏れておりまして申し訳ございませんでした。合計面積の計が991平方メートルでございますので、追記いただきますようよろしくお願いします。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

接道している市道の幅員が狭いですよね。大型車両を止める形のようにですが、この辺りは軽トラで行っても結構厳しい場所なんですけれども、そこでの車のすれ違いなどで、農業者が不便というか危険な思いというか、そういうことはあまり考えられないですか。

○事務局

今回の申請につきましては農地転用もそうですが、農用地区域からの除外のところからの審査になっております。また道路後退につきましても、建築物を建てる場合については中心から2メートルという道路後退の義務がございますが、今回の駐車場という形ですと、後退の義務までは求めることはできませんので、ただ利用される法人につきましても、当然そう

いう場所で求めたというのがございますので、往来については、出来るだけ気をつける形で
願いますしかないかと思われま。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

そしてこれ、出入口はどこら辺にあるのでしょうか。

○事務局

こちらの案件につきましては特に道路境の方にですね、ブロック等を設ける形では行っ
ておりませんので、この市道のところから直接進入できる南側からか、また東側の市道側から
でも入れる形で、市道側から東側南側からの往来がどこからでも可能な形となっております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

こういう車の大きなものが通るに当たっては、やっぱり往来が結構厳しくなると思うので、
一応注意というか農業者の仕事に配慮しながら、交通をとっていただくよう通行していただ
くように、何かお願いできるのでしょうか。

○事務局

そうですね、事業者の方にはあくまでも任意のお願いという形ではありますが、往来につい
ては十分注意していただく、また農業者の方の配慮をいただきたいということでちょっとお
伝えさせていただきたいと思います。

○議長

他にございませんか。なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に
進達いたします。

続いて、議案第 3 号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を
議題といたします。

はじめに、1 番を議題といたします。

担当 3 番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員 3 番（清水昇君）

3 番、清水です。議案第 3 号の 1 番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

6月19日に、農地が〇〇のため、金子下地区の豊泉推進委員とは別々に耕作状況などを確認してきました。

借受人は、法人所在地区を中心に市内外において野菜全般を栽培する農業法人です。耕作は社員3名で行っており、今回の申請地は野菜畑として利用する予定です。

市内で借入地を1.2ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機3台、トラクター3台、軽トラック2台、普通トラック3台、コンバイン2台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

6月22日に、清水委員とは別々に現地を確認いたしました。清水委員から説明があった通り、特に問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までは経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人

の（申請地を含めた現在の）経営面積は475アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は300日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明をお願いします。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第3号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

6月19日に、宇津木推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、〇〇〇にお住いで、〇〇〇並びに入間市で耕作している野菜農家です。耕作は4名で行っており、今回の申請地は野菜畑として利用する予定です。

市内で借入地を1.2ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機1台、トラクター1台、軽トラック1台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われますが、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

推進委員の宇津木です。

6月19日に、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。

清水委員の説明の通り、問題はないかと思しますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の（申請地を含めた現在の）経営面積は200アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は300日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9 番、荻野です。議案第 4 号 1 番についてご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項については、配付議案書のとおりです。

こちらにつきましては、今月 23 日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況確認をして参りました。

申請地は案内図の通り、大森遊水地にほど近く、所沢市との境界に接し、周囲は雑木林や畑となっている区域です。また申請地は現在、野菜などの作付けは確認できませんでしたが、トラクターにより整然と耕うんされ、適切に利用しているようでした。

相続人につきましては、住所地を中心に耕作をする兼業農家で、入間市の対象農地の作付けは、路地野菜全般ということです。耕作は相続人ご本人のみですが、トラクターや軽トラックなど、必要な農機具も所有しております。

現在の利用状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明をするにあたり、特段の問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

推進委員の岩田です。24 日に畑の方を確認させていただきました。

綺麗に整地されていて、問題はないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ質疑を終わります。

申請者は、引き続き農業経営を行っているものと認められますので、証明することについて、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については1件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前9時51分